

持続化補助金【コロナ特別対応型】新旧対照表

No	頁	第6版：7月15日	第7版：10月2日
1	表紙  下部	第3回受付締切：2020年8月7日（金）[郵送：必着] 第4回受付締切：2020年10月2日（金）[郵送：必着]  2020年7月	第5回受付締切：2020年12月10日（木）[郵送：必着] ※持続化補助金【コロナ特別対応型】は第5回受付締切が最終受付となります。  2020年10月
2	3ページ （注6）	（注6）複数回の応募受付締切スケジュールは、以下のとおりです。 第3回：2020年8月7日（金） 第4回：2020年10月2日（金） （注7）電子申請の場合、共同申請、概算払い請求を行うことはできません。	（注6）削除 （注7）を（注6）へ繰上げ <u>（注6）電子申請の場合、共同申請、概算払い請求を行うことはできません。</u> 下線を追加。
3	8ページ、9ページ タイトル	令和2年度補正予算小規模事業者持続化補助金事業<コロナ特別対応型>に係る申請書	令和2年度補正予算小規模事業者持続化補助金<コロナ特別対応型>に係る申請書
4	10ページ  13ページ 14ページ 表	<第3回～第4回受付締切分に応募の場合のみ> 令和2年度補正予算事業（第1回～第3回受付締切分）の採択・交付決定を受け、補助事業を実施している（した）事業者か否か。 注・第1回受付締切分に応募し、採択・交付決定を受けた事業者は、第2回～第4回受付締切分に応募できません。 ②第2回～ ③第3回～	<全ての事業者が対象> 令和2年度補正予算 小規模事業者持続化補助金<コロナ特別対応型>（第1回～4回受付締切分）の採択を受け、補助事業を実施している（した）事業者か否か。 注・第1回～第4回受付締切分の採択を受けた事業者は、第5回受付締切分に重ねて応募できません。 ②第2回～（削除） ③第3回～（削除）

5	10ページ 11ページ 14ページ 表	<p>&lt;全ての事業者が対象&gt; 令和元年度補正予算 小規模事業者持続化補助金&lt;一般型&gt;の採択・交付決定を受け、補助事業を実施している事業者か否か。</p> <p>注・一般型の第1回受付締切分に応募し、採択・交付決定を受けた事業者は、コロナ特別対応型の第2回～第4回受付締切分に重ねて補助金を受けることができません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般型の第2回～</li> <li>・一般型の第3回～</li> </ul>	<p>&lt;全ての事業者が対象&gt; 「令和元年度補正予算 小規模事業者持続化補助金&lt;一般型&gt;の採択を受け、補助事業を実施しているか否か」</p> <p>注・一般型の第1回～第4回受付締切分の採択を受けた事業者は、コロナ特別対応型の第5回受付締切分に重ねて補助金を受けることができません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・削除</li> <li>・削除</li> </ul>
6	45ページ 6. 申請手続	<p>第3回受付締切：2020年8月7日（金）[郵送：必着]</p> <p>第4回受付締切：2020年10月2日（金）[郵送：必着]</p>	<p>第5回受付締切：2020年12月10日（木）[郵送：必着]</p> <p>※持続化補助金【コロナ特別対応型】は第5回受付締切が最終受付となります。</p>
7	46ページ (3) 提出資料 73ページ 中段		<p>*マイナンバー（12桁の個人番号）の提供は不要のため、提出書類に記載されている場合は、番号が見えないよう黒塗りしてください。</p>
8	48ページ 8. 事業実施期間等	<p>第1回受付締切分 第2回受付締切分 第3回受付締切分 第4回受付締切分</p>	<p>第5回受付締切分 事業実施期間：交付決定日から実施期限（2021年10月31日（日））まで 補助事業実施報告書提出期限：2021年11月10日（水）</p>
9	55ページ (4)	<p>1) 感染防止対策に合致しないもの</p>	<p>1) 業種別ガイドラインに基づく感染防止対策に合致しないもの</p>
10	57ページ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3回受付締切分から第4</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第5回受付締切分の事業再</li> </ul>

	8. 事業実施期間等	<p>回受付締切分までの各回の事業再開枠の「事業実施期間」「補助事業実績報告書提出期限」は次のとおりです。</p> <p>第3回受付締切分 事業実施期間：交付決定日から実施期限（2021年5月31日（月））まで ※2020年5月14日以降に発生した経費を遡って補助対象経費と認めます。 補助事業実績報告書提出期限：2021年6月10日（木）</p> <p>第4回受付締切分 ~~~~~</p>	<p>開枠の「事業実施期間」「補助事業実績報告書提出期限」は次のとおりです。</p> <p>第5回受付締切分 事業実施期間：交付決定日から実施期限（2021年10月31日（日））まで ※2020年5月14日以降に発生した経費を遡って補助対象経費と認めます。 補助事業実績報告書提出期限：2021年11月10日（水）</p>
1 1	60ページ 62ページ 事業再開枠 取組計画書		上部に名称欄を追記
1 2	61ページ タイトル	令和2年度補正予算小規模事業者持続化補助金事業<コロナ特別対応型>事業再開枠に係る申請書	令和2年度補正予算小規模事業者持続化補助金<コロナ特別対応型>事業再開枠に係る申請書
1 3	64ページ 日付	令和2年 月 日	令和 年 月 日
1 4	69ページ 【共同申請】 ②経営計画書	<p>提出物</p> <p>②経営計画書 （様式2）【必須】</p> <p>備考欄</p> <p>共同申請の場合には、「様式2-2」も提出してください。</p>	<p>提出物</p> <p>②経営計画書 （様式2）【必須】 （様式2-2）【必須】</p> <p>備考欄 削除</p>